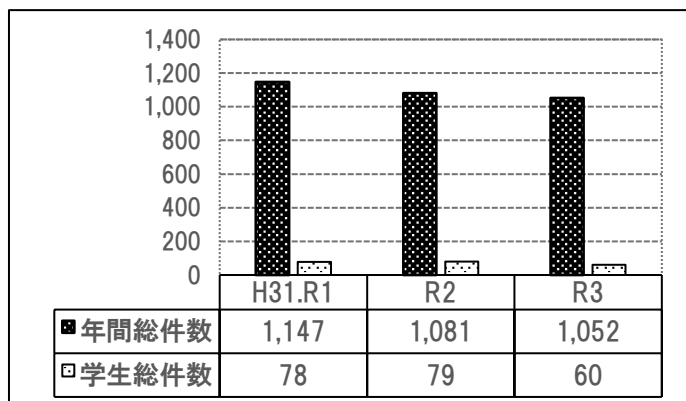




消費者トラブル注意報

【図1】草津市相談件数



消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

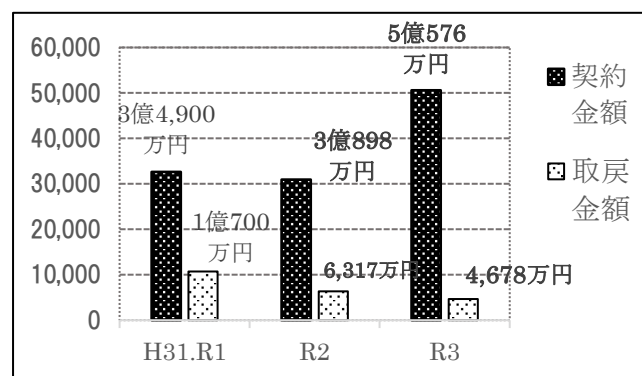
【図1】は過去3年間の年間相談件数と、その中でも小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。その割合は、全体の相談件数の5%前後です。R4年4月1日から成年年齢が20歳

から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権が使えなくなります。

契約は口約束で成立します。一旦結んだ契約は一方的には解除できません。契約をする際は、契約の条件や返品は可能か、中途解約できるかなどをしっかりと確認することが大切です。「必ず儲かる」や「定価の90%オフ」などのうまい話を鵜呑みにせず、慎重な行動を心がけましょう。

【図2】は、令和3年度でセンターが支援し、「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センターがあっせん・助言等で取り戻せた件数は102件/1052件で、取戻金額は約4,678万円となりました。

【図2】契約金額と取戻し金額



R3年度の契約総額が約5億576万円でしたので、契約金額全体の約1割近くをセンターが支援し取り戻せました。しかしながら、最近の消費者被害は、SNS上の広告から誘導されて契約するケースも多く、副業で儲かると思い始めても、収入どころか反対に様々な費用を請求されたとの相談が増えています。契約は慎重に！！



中学校消費者教育授業風景



コロナ禍の影響で出前講座や5月の消費者月間イベント等が縮小を余儀なくされ大変残念でしたが、消費者教育講座は老上中学校の3年生を対象に開催することができました。

令和4年4月1日からは18歳が成年年齢になりました。18歳になると親権者の同意なく契約ができることから、悪質な事業者の手口に惑わされないよう、具体的な若者の消費者被害について、参加型のクイズや弁護士の解説も交え学ぶことができました。